

「指定地域共同活動団体」制度について

総務省 自治行政局 市町村課

『指定地域共同活動団体』制度の創設

- 人口減少等により経営資源が制約される中で、**住民が快適で安心な暮らしを営むことができるサービスの提供や地域課題の解決**のため、今後、地域の実情に応じて、**地域社会の多様な主体が参画し連携・協働する枠組み(プラットフォーム)**を、市町村が構築し、その活動を下支えする取組が重要。【第33次地方制度調査会答申(令和5年12月)】
- ⇒ 令和6年の地方自治法一部改正(法第260条の49)により、**「指定地域共同活動団体」制度を創設。**

1. 主体の指定

【施行期日】令和6年9月26日

地域的な共同活動を行う主体

【イメージ】

- ・自治会・町内会等の地域の活動団体が、地域の多様な主体と連携・協働しながら、地域的な共同活動を実施

○ 地域的な共同活動のイメージ

- ・地域の美化・清掃
- ・高齢者の健康づくり・生活支援、子どもの居場所づくり、多世代交流活動
- ・高齢者・子どもの見守り 等

右記の要件を満たすものを、
市町村長が指定することができる

指定地域共同活動団体

以下の内容を市町村が条例で具体化

【指定対象】

- ・区域の住民 又は 区域の住民を主たる構成員とする団体 を主たる構成員とする団体

【指定の要件】

- ・地域において**住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する活動**を行う
- ・地域の**多様な主体との連携**等により効率的・効果的に活動を行う
- ・**民主的で透明性の高い運営**その他適正な運営の確保 等

2. 指定の効果

- ・活動資金の助成、情報提供など、市町村の**支援**受けることができる
- ・他団体との連携により効率的・効果的に活動を行うため、市町村に**調整を求める**ことができる
- ・市町村から**行政財産の貸付け**、関連事務の**随意契約による委託**を受けることができる

【行政財産の貸付けのイメージ】

○ 市保健センター内の一室を活用し、 交流喫茶等を開催

- 市保健センターに相談に訪れた高齢者等が、その足で交流喫茶に参加することが可能。
- 市の健康診断等に合わせて、運動・食事の改善等について学ぶ健康セミナーを開催。



【随意契約による委託のイメージ】

○ 公園の維持管理と、地域の美化活動を 一体的に実施

- 公園周辺の地域美化活動団体への委託で、地域資源を活用するなど地区の一体性がある環境美化活動が可能。



『指定地域共同活動団体』に対する市町村支援への地方交付税措置

- ▶ 市町村においては、地域の実情に応じて、地域の多様な主体の連携及び協働を推進するための枠組み(プラットフォーム)の構築や、指定地域共同活動団体制度の活用及び特定地域共同活動に対する支援等を通じて、生活サービスを提供しやすい環境整備を進めていくことが期待される。
- ▶ このため、**指定地域共同活動団体に対する設立・運営支援等に要する経費について、地域運営組織と同様の地方交付税措置**を講じる。〔令和7年度からの拡充〕

拡充の考え方

❖ 地域運営組織以外の主体が指定地域共同活動団体に指定された場合における市町村支援に要する経費として、以下の①②について、既存の地域運営組織の設立・運営に関する特別交付税措置と同様の措置（算定対象に追加）を講じる。

- ① 地域の活動主体が指定地域共同活動団体となるために必要な組織形成への支援に要する経費
- ② 指定地域共同活動団体の活動への支援等に要する経費

【参考】既存の地域運営組織の設立・運営に関する地方財政措置〔市町村〕

- | | |
|--|---------------------------------------|
| ① 地域運営組織の形成支援（ワークショップ開催等） | → <u>特別交付税措置（※）</u> |
| ② 地域運営組織の運営や事業活動（住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等）の支援 | → <u>普通交付税算定額を上回る経費について特別交付税措置（※）</u> |

※ 特別交付税措置（措置率0.5・財政力補正あり）

第3 地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私の連携

2 公共私の連携 (1) 地域における共助の仕組みを支える主体間の連携

地域社会においては、今後、様々な課題や資源制約が顕在化することが想定される。また、人口減少による市場の縮小は、民間事業者の撤退やサービスの縮小にもつながり、地域社会を取り巻く環境は、今後ますます厳しい状況となっていく。こうした環境変化によって生じる、人手不足や複雑化する課題に対応するためには、これまで主に行政が担ってきた様々な機能について、コミュニティ組織、NPO、企業といった地域社会の多様な主体が連携・協働し、サービスの提供や課題解決の担い手として、より一層、主体的に関わっていく環境を整備することが必要である。

こうした観点から、例えば、安心安全な地域づくり、子どもの居場所づくりや高齢者福祉など様々な活動を行う団体が参加して、住民同士の助け合い、支え合いを通じて地域運営を持続可能なものとする連携・協働の多様な枠組みづくりを進めている事例が見られる。地域の多様な主体による連携・協働の枠組みは、地域の実情に応じ、自主的かつ多様な取組を基本として展開が図られるものである。地域の課題を共有し、解決していくため、多様な主体が参画し、連携・協働を図りつつ、それぞれの強みを活かした活動を行っていく枠組み（プラットフォーム）を市町村が構築し、その活動を下支えすることにより、人々が快適で安心な暮らしを営むことができる地域社会を形成する取組は、今後、重要性を増していくと考えられる。（中略）

実際、市町村においては、一定の要件を満たした団体を条例に位置付け、意見具申等を通じて団体の意見を市町村の政策決定に反映させることや、市町村から団体に対して必要な支援を行うことなどを明確化する取り組みが見られる。

このような実情を踏まえ、市町村が構築した連携・協働のプラットフォームにおいて、多様な主体が活躍できるようにするために、様々な関係者と連携・協働して地域課題の解決に取り組む主体については、法律上も、市町村の判断で、その位置付けを明確にすることができるようになる選択肢を用意して、活動環境を整備していくことが考えられる。この場合に、民主的で透明性のある運営や構成員の開放性を担保する必要があり、こうした前提を満たした上で、このような主体に求められる具体的な要件及び役割の設定や、市町村による支援の具体的な方法については、市町村の自主性・主体性が尊重され、地域の実情に応じた取組ができるようにする必要がある。

総務省トップ > 政策 > 地方行財政 > 地方自治制度 > 地域コミュニティ

地域コミュニティ

1. 地域コミュニティについて

- 地域コミュニティに関する調査研究等
- 自治会等における地域活動のデジタル化実証事業成果報告書（令和6年3月）
- 地域活動事例
- 地方財政措置

2. 認可地縁団体制度について

- 認可地縁団体制度とは
- 認可状況調査
- 認可地縁団体制度に関する地方公共団体への通知・事務連絡等

3. 指定地域共同活動団体制度について

- 指定地域共同活動団体制度とは
(概要、関連条文、地方制度調査会答申(抄)、地方財政措置)
- 指定地域共同活動団体制度に関する地方公共団体への通知・事務連絡等